

11月は児童虐待防止推進月間です

「見すごすな 幼い子どもの SOS」

(平成22年度児童虐待防止推進月間標語)

身体的虐待

身体に傷を負わせたり、命に危険を及ぼす行為をすること。

殴る、ける、突き飛ばす、熱湯をかける、タバコの火を押し当てる、屋外に閉め出す、など

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させること。

性的暴行・強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にする、など

ネグレクト(養育放棄)

子どもの生活の面倒を見ない、放置すること。

食事を十分に与えない、病気やケガがあるのに受診しない、入浴させず不潔のままにしておく、車内に放置する、登校(園)させない、など

心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的態度で子どもの心を傷つけること。

大声で怒鳴ったり極度に不安がらせる、必要以上に無視したり否定する、きょうだいで極端に差別的扱いをする、など

- ・子どもの泣き声が頻繁に聞こえる
- ・親の怒鳴り声がよく聞こえる
- ・夜中に子ども1人でうろうろしている…など

「もしかして虐待かも…」そう感じたら迷わず電話ください。
あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。

*相談者・通告者のプライバシーは守られます。

連絡(通告)先

- ◆児童家庭課家庭児童相談室 (月曜日～金曜日 8:30～17:15)

TEL:973-4983 973-5041

メール:kodomo-soudan@city.uruma.lg.jp

- ◆コザ児童相談所 (月曜日～金曜日 8:30～17:30)

TEL:937-0859

- ◆子ども虐待ホットライン 夜間(17:30～翌朝8:30)、土・日・祝日、年末年始

TEL:886-2900

- ◆うるま警察署(生活安全課) TEL:973-0110

- ◆石川警察署(生活安全課) TEL:964-4110

- ◆全国共通ダイヤル TEL:0570-064-000

緊急時は
「110番」
通報を